

第218回 名護市議会定例会議案

令和7年3月3日提出



名護市

議案	第 8 号	名護市職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案	第 9 号	名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案	第 10 号	名護市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案	第 11 号	市道路線の認定について(名座喜 16 号線、名座喜 17 号線、名座喜 18 号線)
議案	第 12 号	令和7年度名護市一般会計予算
議案	第 13 号	令和7年度名護市国民健康保険特別会計予算
議案	第 14 号	令和7年度名護市後期高齢者医療特別会計予算
議案	第 15 号	令和7年度名護市介護保険特別会計予算
議案	第 16 号	令和7年度名護市水道事業会計予算
議案	第 17 号	令和7年度名護市下水道事業会計予算
報告	第 1 号	専決処分した事件の報告について(市長の専決事項の指定による処分)

議案第8号

名護市職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

名護市職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年3月3日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(名護市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 名護市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「規則で定める者」の次に「(第9条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第9条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第9条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第9条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(名護市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 名護市職員の勤務時間に関する条例(昭和47年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「、並びに第2項」に改める。

(名護市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 名護市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年3月3日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

給料月額等を改めるため、また、文言整理のため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(名護市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 名護市職員の給与に関する条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項中「週休日」の次に「（以下「週休日」という。）」を加える。

第10条中「「休日」」を「「休日等」」に改める。

第11条第1項中「基準に従い」を「職にある職員（以下「管理職」という。）に対して」に改める。

第11条の2第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した」を「管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員に管理職特別勤務手当を支給する。

第11条の2に次の2項を加える。

3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条中「休暇条例第2条に規定する休日」を「休日等」に改める。

第18条の2第2項中第1号中「以下この号において」を「次項において」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条の4第2項中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第18条の5を削り、第18条の6を第18条の5とする。

第18条の7第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の100」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同条を第18条の6とする。

第18条の8を第18条の7とする。

第19条の2中「第18条の3から」の次に「第18条の4まで並びに第18条の6から」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円	円
任用短時	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
間勤務職	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
員以外の	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		

	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
	86	256, 000	297, 100	346, 000				
	87	256, 300	297, 400	346, 400				
	88	256, 600	297, 700	346, 800				
	89	256, 900	298, 000	347, 000				
	90	257, 200	298, 300	347, 400				
	91	257, 500	298, 600	347, 800				
	92	257, 800	299, 000	348, 200				
	93	258, 100	299, 200	348, 400				
	94		299, 400	348, 800				
	95		299, 700	349, 200				
	96		300, 100	349, 500				
	97		300, 300	349, 800				
	98		300, 600	350, 200				
	99		301, 000	350, 600				
	100		301, 400	351, 000				
	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条

に規定する職員を除く。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「第18条の3から」の次に「第18条の4まで並びに第18条の6から」を加える。

附則第6条中「第11条から第13条まで」を「第11条及び第13条」に改める。

(名護市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 名護市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条中「第11条から第13条まで」を「第11条及び第13条」に改める。

(名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の給料表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額(円)	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700

(名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に関する条例の一部改正)

第5条 名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300
11	197,800	244,800	271,300
12	199,400	246,200	272,300
13	201,000	247,400	273,300
14	202,700	248,600	274,300
15	204,400	249,800	275,300
16	206,100	251,000	276,400
17	207,400	252,100	277,400
18	209,000	253,200	278,700
19	210,600	254,300	280,000

20	212, 100	255, 400	281, 200
21	213, 600	256, 400	282, 500
22	215, 200	257, 400	283, 800
23	216, 800	258, 400	285, 000
24	218, 400	259, 400	286, 200
25	220, 000	260, 400	287, 300
26	221, 700	261, 300	288, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100
29	225, 600	263, 900	292, 400
30	226, 700	264, 700	293, 400
31	227, 800	265, 500	294, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600
34	231, 100	267, 800	297, 800
35	232, 200	268, 600	298, 900
36	233, 300	269, 300	300, 100
37	234, 400	270, 000	301, 300
38	235, 400	270, 800	302, 600
39	236, 400	271, 600	303, 900
40	237, 300	272, 300	305, 200
41	238, 200	273, 000	306, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100
44	240, 700	275, 300	310, 400
45	241, 400	276, 000	311, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300
48	243, 200	278, 100	315, 400
49	243, 800	278, 800	316, 300
50	244, 400	279, 500	317, 600
51	245, 000	280, 200	318, 900
52	245, 500	280, 900	320, 200
53	246, 000	281, 500	321, 400
54	246, 400	282, 200	322, 700
55	246, 700	282, 800	323, 900
56	247, 000	283, 500	325, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500
59	247, 900	285, 400	328, 600
60	248, 200	286, 100	329, 700
61	248, 500	286, 700	330, 400
62	248, 800	287, 400	331, 300
63	249, 100	288, 000	332, 000
64	249, 400	288, 500	332, 800
65	249, 700	289, 000	333, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000

67	250, 300	290, 100	334, 600
68	250, 600	290, 700	335, 300
69	250, 900	291, 200	336, 100
70	251, 200	291, 700	336, 800
71	251, 500	292, 300	337, 500
72	251, 800	292, 900	338, 100
73	252, 100	293, 400	338, 600
74	252, 400	293, 900	339, 200
75	252, 700	294, 300	339, 700
76	253, 000	294, 600	340, 300
77	253, 300	294, 800	340, 600
78	253, 600	295, 100	341, 100
79	253, 900	295, 300	341, 500
80	254, 200	295, 600	341, 900
81	254, 500	295, 800	342, 300
82	254, 800	296, 000	342, 800
83	255, 100	296, 300	343, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800
85	255, 700	296, 800	344, 100
86	256, 000	297, 100	344, 500
87	256, 300	297, 400	344, 900
88	256, 600	297, 700	345, 300
89	256, 900	298, 000	345, 600
90	257, 200	298, 300	346, 000
91	257, 500	298, 600	346, 400
92	257, 800	299, 000	346, 800
93	258, 100	299, 200	347, 000
94		299, 400	347, 400
95		299, 700	347, 800
96		300, 100	348, 200
97		300, 300	348, 400
98		300, 600	348, 800
99		301, 000	349, 200
100		301, 400	349, 500
101		301, 600	349, 800
102		301, 900	350, 200
103		302, 200	350, 600
104		302, 500	351, 000
105		302, 700	351, 500
106		303, 000	351, 900
107		303, 300	352, 300
108		303, 600	352, 700
109		303, 800	353, 200
110		304, 200	353, 600
111		304, 600	353, 900
112		304, 900	354, 200
113		305, 100	354, 700

114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第24条に規定する会計年度任用職員を除く。

(名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を次のように改める。

(管理職特別勤務手当)

第3条の3 管理職特別勤務手当は、前条第1項の規定による管理者が指定する職にある者（次項において「管理職」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、名護市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年条例第23号）第3条、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は名護市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第10号。以下「休暇条例」という。）に規定する休日（休暇条例第3条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に当該職員に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に当該職員に管理職特別勤務手当を支給する。

第4条第2項第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の2を次のように改める。

(住居手当)

第4条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（間代を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）
- (2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において名護市職員の給与に関

する条例別表第1の給料表及び名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の名護市職員の給与に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」

とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間においては、第3条の規定による改正後の名護市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条の規定にかかわらず、配偶者で他に生計の途がなく主としてその現業職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、扶養手当を支給する。
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間においては、第6条の規定による改正後の名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定にかかわらず、配偶者で他に生計の途がなく主としてその企業職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、扶養手当を支給する。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1

16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43

60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				

104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第10号

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年3月3日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

真喜屋幼稚園及び屋我地幼稚園を廃止するため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例

名護市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 20 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

大宮幼稚園	名護市宮里五丁目13番7号
真喜屋幼稚園	名護市字真喜屋571番地
羽地幼稚園	名護市字田井等601番地2

」

を

「

大宮幼稚園	名護市宮里五丁目13番7号
羽地幼稚園	名護市字田井等601番地2

」

に、

「

安和幼稚園	名護市字安和174番地
屋我地幼稚園	名護市字饒平名159番地

」

を

「

安和幼稚園	名護市字安和174番地
-------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 号

市道路線の認定について（名座喜16号線、名座喜17号線、名座喜18号線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線として次のとおり認定したいので、議会の議決を求めます。

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
名-405	名座喜16号線	名護市宮里七丁目	名護市宮里七丁目
名-406	名座喜17号線	名護市宮里七丁目	名護市宮里七丁目
名-407	名座喜18号線	名護市宮里七丁目	名護市宮里七丁目

※起点及び終点の所在は、令和7年1月16日現在の登記簿確認

令和7年3月3日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

私道の市道編入のため、新たに市道として認定する必要があるので、本案を提出します。

報告第1号

専決処分した事件の報告について（市長の専決事項の指定による処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長の専決事項として、指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告します。

令和7年3月3日提出

名護市長 渡具知 武豊

1 指定第4号（損害賠償の額の決定及び和解）による専決処分

	事 件 発 生 年 月 日 事 件 発 生 課 等 名 専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事件の概要及び和解の内容
1	令和6年9月19日 環境対策課 令和6年12月20日	210,549円	【事件概要】 宇茂佐の森二丁目11番地1付近において、左折した際、後方から進行してきた相手方車両に接触し、損害を与えた。 【和解内容】 事故の責任割合は、名護市80%、相手方20%とし、名護市の責任額210,549円を相手方に支払う。
2	令和6年11月22日 教育委員会総務課 令和7年2月5日	581,000円	【事件概要】 屋部小学校駐車場内において、旋回した際、駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 【和解内容】 事故の責任割合は、名護市100%、相手方0%とし、名護市の責任額581,000円を相手方に支払う。
3	令和6年10月24日 情報システム課 令和7年2月5日	500,500円	【事件概要】 瀬嵩450番地付近において、電柱から垂れ下がった電柱取付金具に、相手方車両フロントガラスが接触し、損害を与えた。 【和解内容】 名護市は、相手方車両フロントガラスの破損に関する一切の損害賠償として修理費用500,500円を相手方に支払う。

2 指定第5号（条例改廃）による専決処分

(1)

専決処分年月日	令和7年2月3日	公布年月日	令和7年2月3日
---------	----------	-------	----------

名護市条例第4号

名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名護市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。